

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など
を想定

新

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

運賃協議会

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地公会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法施行規則第10条第1項）

- ・定期観光運送
- ・高速バス
- ・臨時運送
- ・路線不定期
- ・区域運行

→ 協議会（運賃等）での協議は不要

- ・乗合タクシー
- ・AIオンデマンド

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パプコメ
- ②市政広報誌
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する